

官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン (令和6年改定)【概要】

■目的・概要

官庁営繕事業における BIM データの作成及び利用（以下「BIM 活用」という。）の目的、考え方、活用方法等を示すことにより、官庁営繕事業における円滑かつ効率的な BIM 活用に資することを目的とするものです。

※BIM : Building Information Modelling

■主な内容

- ・官庁営繕事業における BIM 活用の考え方
- ・設計段階における BIM 活用例
- ・施工段階における BIM 活用例
- ・維持管理に向けた資料等の作成における BIM 活用例

■主に使用する時期

設計段階、施工段階

■位置付け

- ・本ガイドラインは、官庁営繕事業において BIM 活用を行うにあたり、発注者及び受注者が参考とするものです。